

山武市

(平成30年12月10日)

農地取得の下限面積の引き下げについて

お世話になっております。
標記の件について、別紙のとおりお知らせいたします。
よろしく願いいたします。

【この件に関するお問合せ】

山武市農業委員会
0475-80-1241

報道各位
プレスリリース

千葉県山武市農業委員会
平成 30 年 12 月 10 日

千葉県初！農地取得の下限面積を 5 0 0 m²に引き下げます！

山武市農業委員会は平成 30 年 12 月 5 日開催の農業委員会総会において、農地法第 3 条で規定される下限面積を農業振興地域内非農用地区域に限り 5 0 0 m²に引き下げることと決定しました。この規定は平成 31 年 1 月 1 日から適用されます。

耕作目的で農地に関する権利を取得するには農地法第 3 条の許可を受ける必要があります。許可を得るには複数の要件がありますが、その一つが下限面積を満たすことです。これは許可時点において適法に耕作権限を有する農地を 50 a 以上有する必要があることを意味します。

下限面積引き下げの効果

1 新規就農の促進が期待されます。

新規就農のハードルの一つに下限面積要件（50 a 要件）があり、引き下げを求める声がありました。下限面積を引き下げることによって、新規就農がしやすくなります。

2 耕作放棄地の減少が期待されます。

農地が取得しやすくなることで、耕作が放棄される農地が減り耕作放棄地の解消・発生抑制につながります。

問い合わせ

千葉県山武市農業委員会
電話 0475-80-1241